

東海第二発電所
新規制基準への適合性に係る
主な変更点について

平成30年2月2日
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

1. これまでの審査会合で頂いた指摘事項について

番号	指摘日時	分類	シーケンス等	指摘事項の内容
1	2018/1/23	43他 1.0 共通	-	自衛消防隊について、要員については常に待機状態にないといけないので、東海発電所と東海第二とで分けること。少なくとも、大規模損壊時に動員する要員は東海第二専従とすること。 自衛消防隊の人数が必要十分であることも加えて説明すること。 東海発電所の災害対策要員に自衛消防隊が含まれていない理由を説明すること。
2	2018/1/23	43他 1.0 共通	-	要員を共用としないことによるデメリット、共用することによるメリットを整理し、体制の妥当性、成立性を説明すること。安全性向上等の理由がなければ、東海発電所と東海第二で要員を分けること。

2. 指摘事項の回答(No.1)

(1) 指摘事項

- 自衛消防隊について、要員については常に待機状態にないといけないので、東海発電所と東海第二とで分けること。少なくとも、大規模損壊時に動員する要員は東海第二専従とすること。
- 自衛消防隊の人数が必要十分であることも加えて説明すること。
- 発電所の災害対策要員に自衛消防隊が含まれていない理由を説明すること。

(2) 回答

- 災害対策本部の体制に新たに消防班を設け、東海発電所及び東海第二のそれぞれに専従の自衛消防隊を確保する。
- 東海第二の災害対策要員は、重大事故等対応及び大規模損壊対応を行うため、自衛消防隊を含める。
- 東海第二の自衛消防隊は、次表に示す11名を確保する。
- 東海第二の自衛消防隊11名は、消防車2台の直列接続による消火が可能な体制である。なお、2箇所の火災発生時には分かれて消火活動を行うことも可能である。
- 東海第二の重大事故等対応及び大規模損壊対応の屋外火災として想定される主要な火災源は2箇所の想定であり、上述の通り、消防車2台を運用して消火活動を行う。
- 東海第二の大規模損壊対応時は、上記の自衛消防隊11名による消火活動でケーススタディを行い実効性を確認している。なお、大型航空機衝突に伴う大規模火災時の放水砲による消火活動は保修班が実施する。

2. 指摘事項の回答(No.1)

(2) 回答の続き

表 自衛消防隊の要員と主な役割

要 員	人 数	主な活動場所	主 な 役 割
自衛消防隊長	1名	現 場	・出動の準備／火災現場への移動 ・火災状況の把握 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・火災現場での消火活動の指揮
自衛消防副隊長	1名	現場指揮所	・消防機関への情報提供 ・消防機関の現場誘導
消火担当	7名	現 場	・出動の準備／火災現場への移動 ・消防自動車, 消火器, 消火栓等による消火活動
通報連絡責任者	1名	監視所	・消防機関への通報 ・所内関係者への連絡及び出動指示
連絡担当	1名	現 場	・火災現場への移動及び状況確認 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・可能な範囲での初期消火

○ 自衛消防隊の位置付けについては、別図に示す通り。

(3) 記載箇所

- ・「技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 添付資料1.0.10 東海第二発電所重大事故等発生時の体制について」別紙1 自衛消防隊の体制について
- ・「技術的能力 2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について 別冊」

2. 指摘事項の回答(No.2)

(1) 指摘事項

- 要員を共用としないことによるデメリット、共用することによるメリットを整理し、体制の妥当性、成立性を説明すること。安全性向上等の理由がなければ、東海発電所と東海第二で要員を分けること。

(2) 回答

- 要員を兼務とする場合の必要性とメリットを以下のとおりに整理

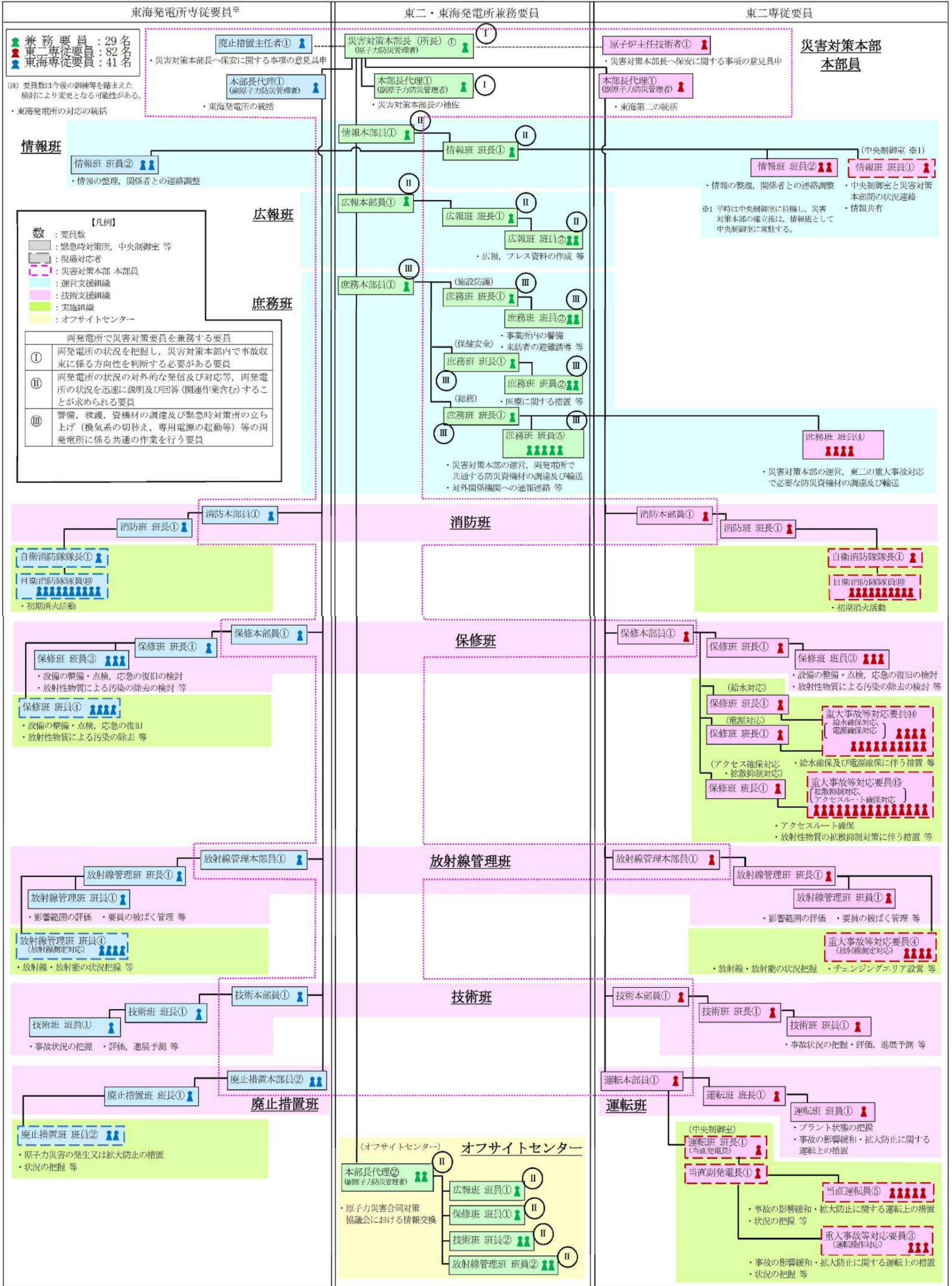
要員	区分	要員を兼務とする必要性／メリット
本部長・兼務とする本部長代理	I	・それぞれの発電所で行う事故収束の対応で互いに干渉することが起こり得るため、発電所間で調整が必要となる事項(放射線量上昇に伴う立入区域の制限や格納用ベント実施時の要員の退避等)は、両発電所の事故状況を把握する本部長が、判断することが必要である。
情報本部員・情報班長	II	・組織全体の情報共有を一元的に行うことで、必要な情報共有が図られる。また、所内以外(本店、オフサイトセンタ)への窓口を一つとすることで相手側に両発電所の必要な情報提供を適切に行える。
広報班	II	・対外的な対応を伴う業務を一元的に行い、報道機関との窓口を一つとすることで、両発電所の共通事項の情報も含め、相手側に両発電所の必要な情報提供を適切に行える。
庶務班	III	・施設の警備は、施設全体として管理する必要がある。 ・負傷者の救護や避難誘導は、施設全体として対応に当たる必要がある。 ・対外的な対応を伴う業務を一元的に行うことで、必要な外部からの支援、情報発信が図られる。また、外部支援組織及び地方公共団体との窓口を一つとすることで相手側に両発電所の必要な情報提供を適切に行える。

- 兼務とする要員が、正確な情報の基に一元的に対応することから、安全性の向上に繋がる。
- 上記以外の要員については、東海発電所と東海第二で要員を分け、各発電所毎で対応する。

(3) 記載箇所

- 「技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 添付資料1.0.10 東海第二発電所重大事故等発生時の体制について」

東二及び東海発電所の災害対策要員の構成 (各職位及び各班における発電所別の組織及び兼務の関係を整理したもの)



* 東海発電所の専従要員については、今後の廃止措置工事の進捗に応じて見直すことがある。